

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（廃止・縮減）

No	1	府省庁名 農林水産省
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	特定の基金に対する負担金の損金算入の特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	—	
関係条文	[—]	
増収見込額	[平年度] (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年2月15日法律第2号）（以下、青就法）16条において、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例が規定されているところであるが、これは、青年新規就農者等に対する情報提供、相談等の業務を行う都道府県青年農業者等育成センターにおける特定の基金造成に対し、税制の特例を適用することにより、農業団体等からの負担金拠出を容易にし、新規就農者の育成確保対策が積極的に実施され、青年農業者等の就農促進に寄与することを目的としたもの。</p> <p>本特例については、平成7年から11年に3県で適用実績があるものの、それ以降実績はなく、一方で育成センターは引き続き青年等の就農促進に関する業務を円滑に実施できていることや、今後の適用見込みがないことから、本特例を廃止することとしたい。</p>	